

別表第1 (第2条、第5条、第7条関係)

種目	性能等	対象者	耐用年数	基準額
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の者</p> <p>障がい者等のうち治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令に定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)のうち、寝たきりの状態にある者</p> <p>※原則として18歳以上の者</p>	8年	154,000円
特殊マット	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(ただし、18歳以上の者については障がい等級1級)</p> <p>知的障がいA判定の者</p> <p>難病患者等のうち寝たきりの状態にある者</p> <p>※原則として3歳以上の者で常時介護を要するもの</p>	5年	100,000円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	<p>下肢又は体幹機能障がい1級の者</p> <p>難病患者等のうち自力で排尿できない者</p> <p>※原則として6歳以上の者で常時介護を要するもの</p>	5年	67,000円
入浴担架	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の者</p> <p>※原則として3歳以上の者で入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの</p>	5年	82,400円
体位変換器	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの	<p>下肢又は体幹機能障がい2級以上の者</p> <p>難病患者等のうち寝たきり状態にある者</p> <p>※原則として6歳以上の者で下着交換等に当たり家族等</p>	5年	15,000円

		他人の介助を要するもの		
移動用リフト	介護者が障がい者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障がいのある者 ※原則として3歳以上の者	4年	159,000円
訓練椅子	原則として付属のテーブルが付いているもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 ※原則として3歳以上18歳未満の者	5年	33,100円
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障がいのある者 ※原則として6歳以上18歳未満の者	8年	159,200円
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい者 難病患者等のうち入浴に介助を要する者 ※原則として3歳以上の者で入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの	5年	90,000円
便器	障がい者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 難病患者等のうち常時介護を要する者 ※原則として6歳以上の者	8年	4,450円 手すり付き 9,850円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	身体障害者手帳（下肢・体幹・平衡・移動機能障がいに限る。）の交付を受けている者 知的障がいA判定の者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者に限る。）	3年	スポンジ・革製 15,656円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852円 ※レディメイドによるものは、基準額の80%の範囲内とする。
歩行補助つえ（一本つえ）	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金	身体障害者手帳（下肢・体幹・平衡・移動機能障がいに限る。）	3年	木材 2,266円

	属のもの	の交付を受けている者		軽金属 3,090円 ※夜光材付きは、 422円、全面 夜光材付きは、 1,236円、外装 ラッカー（白色又 は黄色）使用は、 267円を加算
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 1 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	下肢若しくは体幹又は平衡機能に障がいがある障がい者等 ※原則として3歳以上の者で家庭内の移動等において介助を要するもの	8年	60,000円
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（必要に応じ、1世帯に2台まで）	身体障がい2級以上の者 知的障がいA判定の者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	8年	15,500円
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	身体障がい2級以上の者 知的障がいA判定の者 難病患者等 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	8年	28,700円
電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 知的障がいA判定の者 ※原則として18歳以上の者	6年	20,000円

視覚障がい者 用はかり	音声で重さを知らせることが できるもので、視覚障がい者が容 易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者(視覚 障がい者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯) ※原則として6歳以上の者	5年	25,000円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの	視覚障がい2級以上の者 ※原則として6歳以上の者	10年	7,000円
聴覚障がい者 用屋内信号装 置	音、音声等を視覚、触覚等によ り知覚できるもの	聴覚障がい2級の者 ※原則として18歳以上の者 で聴覚障がい者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯で日 常生活上必要と認められる 世帯	10年	87,400円
【在宅療養等支援用具】				
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保 つもの	腎臓機能障がい3級以上の者 ※原則として3歳以上の者で 自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法 を行うもの	5年	51,500円
ネブライザー (吸入器)	障がい者等又は介護者が容易に 使用し得るもの	呼吸器機能障がい3級以上の 者又は同程度の身体障がい者 難病患者等であって必要と認 められる者 ※原則として6歳以上の者(呼 吸器機能障がい以外の者は、 障がい者等日常生活用具給 付意見書により判定)	5年	36,000円
電気式たん吸 引器	障がい者等又は介護者が容易に 使用し得るもの	呼吸器機能障がい3級以上の 者又は同程度の身体障がい者 難病患者等であって必要と認 められる者 ※原則として6歳以上の者(呼 吸器機能障がい以外の者は、 障がい者等日常生活用具給 付意見書により判定)	5年	56,400円
酸素ボンベ運 搬車	障がい者等が容易に使用し得る もの	医療保険における在宅酸素療 法を行う障がい者等 ※原則として18歳以上の者	10年	17,000円
視覚障がい者 用体温計(音 声式)	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの	視覚障がい2級以上の者 ※原則として6歳以上の者(当 該者の世帯が単身世帯及び	5年	9,000円

		これに準ずる世帯である場合に限る。)		
視覚障がい者 用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者 ※原則として18歳以上の者 (当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	5年	18,000円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい、心臓機能障がい又は同程度の身体障がいを有する障がい者等で在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を常時使用している者(呼吸器機能障がい、心臓機能障がい以外の者は意見書により必要と認められるもの)。	5年	42,000円 ※人工呼吸器の装着が必要な者のうち、意見書により、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要と認められる場合 157,500円
自家発電機	AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の専用バッテリー、外部バッテリーまたはポータブル電源を充電できるもの ※医療保険適用となるものは除く。	呼吸器機能障がい3級以上の者、同程度の身体障がい者又は難病患者等であって、人工呼吸器、電気式たん吸引器又はネブライザー(吸入器)を常時使用している者 ※呼吸器機能障がい以外の者は、障がい者等日常生活用具給付意見書により判定	10年	100,000円
外部バッテリー (ポータブル電源を含む。)	AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの。 ※医療保険適用となるものは除く。	呼吸器機能障がい3級以上の者、同程度の身体障がい者又は難病患者等であって、人工呼吸器、電気式たん吸引器又はネブライザー(吸入器)を常時使用している者 ※呼吸器機能障がい以外の者は、障がい者等日常生活用具給付意見書により判定	5年	50,000円
【情報・意思疎通支援用具】				
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの ※携帯電話本体・タブレット端末は対象外とする。	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者で発声・発語に著しい障がいを有する者 ※原則として6歳以上の者	5年	98,800円
情報・通信支援用具	障がい者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及び専用ソフト	視覚障がい又は上肢障がい2級以上の者	—	100,000円

		※原則として、1回限りとする。		
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者 ※原則として18歳以上の者で必要と認められるもの	6年	383,500円
点字器	標準型A 32マス18行 両面書真鍮板製	視覚障がい者	標準型 7年	標準型A 10,712円
	標準型B 32マス18行 両面書プラスチック製		携帯用 5年	標準型B 6,798円
	携帯用A 32マス4行 片面書アルミニウム製			携帯用A 7,416円
	携帯用B 32マス12行 片面書プラスチック製			携帯用B 1,699円
点字タイプライター	視覚障がい者が容易に操作できるもの	視覚障がい2級以上の者 ※原則として本人が就学若しくは就労し、又は就労が見込まれる者	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者 ※原則として6歳以上の者	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ※携帯電話本体・タブレット端末は対象外とする。	視覚障がい2級以上の者 ※原則として6歳以上の者	6年	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの ※携帯電話本体・タブレット端末は対象外とする	視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる者 ※原則として6歳以上の者	8年	198,000円
視覚障がい者用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者	10年	触読時計 10,300円

		※原則として18歳以上の者 で音声時計は、手指の触覚に 障がいがある等のため触読 時計の使用が困難なもの		音声時計 13,300円
暗所視支援眼鏡	高感度カメラで捉えた微光を増 幅させる機能を有し、眼鏡のデ ィスプレイに鮮明な画像として 投影できるものであって、視覚 障がい者が容易に使用できるも の	夜盲又は視野狭窄 ^{きやく} の症状を有 する視覚障がい者 ※障がい者等日常生活用具給 付意見書により判定 ※原則として6歳以上の者	8年	395,000円
聴覚障がい者 用通信装置	一般の電話機に接続し得るもの で音声の代わりに文字等により 通信が可能な機器で、障がい者 が容易に使用し得るもの	聴覚障がい者又は発声・発語に 著しい障がいを有する者でコ ミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められ る者 ※原則として6歳以上の者	5年	30,000円
聴覚障がい者 用情報受信装 置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障 がい者用番組並びにテレビ番組 に字幕及び手話通訳の映像を合 成したものを画面に出力する機 能を有し、かつ、災害時の聴覚 障がい者向け緊急信号を受信す るもので、聴覚障がい者が容易 に使用し得るもの	聴覚障がい者で本装置により テレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円
人工喉頭	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動 させ、ビニール等の管を通じ て音源を口腔内に導き構音化 するもの	音声機能喪失者 (喉頭摘出者)	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150円 ※気管カニューレ 付きは3,193 円を加算 電動式 72,203円 ※価格は、電池又 は充電器を含む。
	電動式 顎下部等にあてた電動板を駆 動させ、経皮的に音源を口腔 内に導き構音化するもの			
【排せつ管理支援用具】				
ストーマ装具	ストーマ装具（消化器系） ストーマから排出される便を 処理するためのもので、低刺 激性の粘着剤を使用した密封 型又は下部開放型の収納袋と する。ラテックス製又はプラ スチックフィルム製 付属品：皮膚保護剤	膀胱又は直腸機能障がいの者 (ストーマ造設者) ※原則として3歳以上の者	—	ストーマ装具(消 化器系) 8,858円 (月額) ストーマ装具(尿 路系) 11,639円

	<p>ストーマ装具（尿路系）</p> <p>ストーマから排出される尿を処理するためのもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で、尿処理用のキャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製</p> <p>付属品：皮膚保護剤</p>			<p>（月額）</p> <p>※ストーマを複数増設している場合は基準額（月額）×ストーマの数を基準額の上限額とする。</p>
紙おむつ等 （紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	<p>紙おむつは、テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ等</p> <p>衛生用品は、脱脂綿、サラシ、ガーゼ等</p> <p>※紙コップ、テープ、お尻拭き等の付属品は、対象外とする。</p>	<p>以下のいずれかに該当する者で紙おむつ等を必要とするもの</p> <p>1 ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者</p> <p>2 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者</p> <p>3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者</p> <p>4 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、以下のすべてを満たすもの</p> <p>(1) 身体障がいの原因が、次の疾病等によるもの 脳性麻痺、低酸素性脳障がい、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸</p> <p>(2) 上記の疾病等の発生時期が6歳未満（就学前の幼児を含む。）であった者</p> <p>(3) 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿若しくは排便の意思表示ができない者</p> <p>ア 自力でトイレに行けないこと。</p> <p>イ 自力で便座（排便補助具の使用を含む。）に座ることができないこと。</p> <p>ウ 介助による定時排</p>	—	<p>12,000円</p> <p>（月額）</p>

		<p>せつができないこと。</p> <p>※1～3については、身体障害者手帳又は手帳申請時の診断書により確認。4については、障がい者等日常生活用具給付意見書により判定</p> <p>※原則として3歳以上の者</p>		
洗腸装具	障がい者が容易に使用し得るもの	同上	6か月	12,000円
収尿器	<p>男性用</p> <p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製又はゴム製</p> <p>A 普通型</p> <p>B 簡易型</p>	<p>身体障害者手帳(下肢又は体幹機能障がいに限る。)の交付を受けている者のうち排尿障がい(特に失禁)のある者</p>	1年	<p>男性用</p> <p>A 普通型</p> <p>7,931円</p> <p>B 簡易型</p> <p>5,871円</p>
	<p>女性用</p> <p>A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの</p> <p>B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付き</p> <p>※ 男性用、女性用とも、収尿器を清潔に保たなければならないときは、2個交付することができる。</p> <p>※ 収尿器による尿路感染等が考えられるため、医師の指導のもと装着することが望ましい。</p>			<p>女性用</p> <p>A 普通型</p> <p>8,755円</p> <p>B 簡易型</p> <p>6,077円</p> <p>※女性用簡易型は、採尿袋20枚を1組とする。</p>
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助用具	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	—	200,000円

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じ、取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

別表第2（第5条関係）

世帯区分	対象者	自己負担率	月額負担上限額
生活保護世帯	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者		0円
市民税非課税世帯	市民税非課税世帯に属する者		0円
一般世帯	市民税課税世帯に属する者	10/100	37,200円

（注）世帯は、給付対象者及びその配偶者をいう。ただし、給付対象者が満18歳未満の場合は、住民票に記載されたすべての者をいう。